

平成31年第1回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成31年 2月26日(火) 14時15分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第 1号 見附市教育施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2号 見附市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について

議第 3号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 4号 見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 5号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第 6号 平成31年度一般会計予算案(教育関係)に関する意見の聴取について

議第 7号 平成30年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案について

議第 8号 教職員(管理職)人事の内申について

○出席者(5名)

教 育 長 長 谷 川 浩 司

委 員 小 林 弘 武

委 員 武 田 一 夫

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼こども課長	長谷川 仁
教育総務課長	吉原 雅之
学校教育課長	阿部 桂介
まちづくり課長	曾我 元
教育総務課長補佐	湊屋 一樹
学校教育課長補佐	菫澤 毅夫
こども課長補佐	高藤 英紀
非常勤職員	後藤 直子

14時15分開会

教 育 長

只今より、平成31年第1回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1. 小・中・特別支援学校卒業式への臨席について、を教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

平成30年度の卒業式日程ですが、小学校は3月22日（金）、見附中学校と南中学校は3月8日（金）、今町中学校と西中学校は3月4日（月）、見附特別支援学校

の小・中学部は3月22日（金）、高等部は3月15日（金）に執り行われます。

卒業式当日の市の代表出席者を3頁の名簿のとおり割り当てさせていただきました。当日はよろしくお願いたします。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

次に、報告2. 中学校部活動外部顧問事業の実施状況について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

中学校部活動外部顧問事業の実施状況についてご報告いたします。本事業は、昨年度、1中学校1種目に部活動外部顧問を派遣して事業をスタートさせ、今年度は事業拡充を図り、1中学校2種目に部活動外部顧問を派遣しております。

今年度の活動実績は、外部顧問の方々のご都合等により、一人一人の実績にはばらつきがありますが、4中学校の合計が1161時間15分となりました。

また、成果と課題については、それぞれの立場から活動状況等を振り返ってのご意見を頂戴したものをお示しさせていただきました。それらにより、本事業が目的としている教員の負担軽減については、一定の評価をいただけたと考えております。併せて、生徒の技術・意欲の向上に加えて、競技の楽しさやチームとしての取組の大切さなどを味わわせることができたことは大きな成果だと考えます。また、解決すべき課題も浮き彫りになってまいりました。今後は、一つ一つ課題を解決して内容を充実させていきたいと考えております。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

小林 委員

活動実績ですが、見附中学校A顧問は年間3日間とだいぶばらつきがありますが、理由は为什么呢。

学校教育課長

このA顧問についてはB顧問とペアで活動しています。お二人でどのように活動するか話し合いをさせていただいています。基本的にB顧問の方が中心となって活動し、都合がつかないときにA顧問の方をお願いをし、調整している結果と考えております。

小林 委員

教員の負担軽減という大きなテーマがある割には、日数、時間が少ないと思うのですが。もう少し拡充してあげた方が良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

学校教育課長

部活動外部顧問の活動時間については上限をもうけていますので、学校の部活動の状況と外部顧問の方のご都合を兼ね合わせ、主に土日に派遣させて頂いております。先ほどの見附中学校のA顧問、B顧問については二人で一人分と見ていただければ一定の成果が出ているのではないかと考えております。

齋藤 委員

実施をして2年間で大きな成果が出ている事、また全国で先駆けて実施し、それが全国に広がりつつあるという事は、先進的な取組であり良い事だと思っています。

先ほどの説明のなかで解決しなければならない問題があるとのことでしたが、一番解決しなければならない問題は何か、また実際部活動の顧問の先生の部活動に係る時間はどれくらい軽減されたのか、最後に、一年ほど前に県が「部活動の在り方

に係る方針」というのが出しており、その中に設置者である市町村も国のガイドラインに則り、県の方針を参考に市町村ごとに策定しなさい、さらに各学校も方針を定めて、策定しなさいとありましたが、策定はされているのかという点。その中には部活動の活動時間の設定基準があり、平日1日以上、週休日に1日以上また活動時間は平日2時間、学校の休業日は3時間程度と明記されていますが、各学校の実態はどうでしょうか。

学校教育課長

まず課題についてですが、外部顧問の方が大会や練習試合等に引率されると発生する旅費に上限を定めてあるため、全ての大会や練習試合等に引率ができなかったという事で予算的に課題であったという事です。

次に、学校等からの要望でもあるのですが、基本的に土日祝日に外部顧問を派遣しておりますが、大会が近くなつた際に平日にも指導して頂きたいとの要望がありますので、平日の外部派遣も検討する必要があるという事が大きな課題です。

二つ目の教員の勤務時間軽減ですが、全ての学校からは報告頂いておりませんが、今町中学校では学校の顧問が土日全く部活動に携わらないで外部顧問に任せられた時間が、野球部で205時間、ソフトテニス部で159時間という事ですので、この分が教員の勤務時間軽減となっています。なお外部顧問が派遣されている日に校内の顧問と一緒に活動し外部顧問の指導方法を学ばせて頂くなど、精神的にも負担軽減が図れている場合もあります。時間数は単独で見ると少ないかもしれませんが、精神的負担軽減も図れていると各学校から報告を受けています。

三つ目のガイドライン、県の方針という事についてですが、市でも今年度6月に市の部活動の在り方の方針を策定し、市内各学校に周知をいたしました。それを受けて各学校でも自校の運営の部活動の在り方について計画を定めてもらいました。

見附市の方針としては、週当たり2日以上 of 休養日、平日1日以上、週休日等1

日以上とし、年間100日以上、うち週休日等に50日以上の休養日をあてるようにしようという方針を示しています。また、1日の活動時間は長くても平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とするという事で時間の目安についても方針の中で示しております。大会や練習試合等で活動時間が3時間以上になる場合は、その後休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮するなど合わせて方針の中に示しています。

今ほどお話しました事は、国のガイドライン、県の方針に則って定めています。

齋藤委員

土日に外部顧問が入るという事は、子ども達は休みがないわけですね。

学校教育課長

外部顧問が派遣されている部活動は、年間の計画をたてて活動します。その計画は先ほどの市の方針に則り活動計画をたてていますので、平日に1日、土曜日か日曜日どちらかは休養日となっています。

委員ご指摘のように外部顧問が土曜日派遣されて活動していれば、日曜日はお休みにしています。それについては、国、県の方針に則って活動しております。

齋藤委員

見附市も策定していたのですね。

今までは教員の働き過ぎの問題ととらえていたのですが、生徒の健康面の事を考えると、毎日部活動があるというのもどういふものかと思っておりました。時には家族で過ごす時間を作る事も大事な事だと思いますので、部活動の在り方を徹底していくことは大事な事だと思います。

先ほどの205時間は、顧問の先生が休む時間と一致しているのでしょうか。

学校教育課長

野球部の205時間ですが、外部顧問が派遣されている土日は一致していると思

います。資料の今町中学校のF、Gが野球部の外部顧問ですが、端数に若干の誤差がありますが、ほぼ一致しています。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

それでは、日程第3、議第1号見附市教育施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

5頁をお願いします。議第1号見附市教育建設基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。

改正の理由ですが、文部科学省が承認する学校給食センターの財産処分に伴い、国庫に納付すべき金額に相当する金額を明示して基金に積み立て、積立金は学校施設整備に充てる旨を定めるため、本条例の改正を行うものです。条文についてご説明いたします。6頁の新旧対照表をご覧ください。第6条に、給食センターの財産処分にもなう国庫納付金を基金に積み立てる旨と、積み立てた部分は小中特別支援学校および学校給食センターの建設事業の財源に充てる旨を付け加えるものでございます。附則におきまして、この条例は公布の日から施行する旨を定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小林委員

分かりやすく言うと、どういう事なのでしょうか。

教育総務課長

国の補助金を使い建設した給食センターを、有償で貸してよろしいでしょうかと、文部科学省に許可申請をしています。この許可の条件が、建ててから10年を超えたものは補助金の返還しなくてもよい、というルールがあるのですが、見附市はすぐに有償で貸すということです。10年間分の補助金相当額を国に返還しなくてはなりません。また10年経過後も、必要な補助金相当額を基金に積み、そのお金は学校施設の修繕等にあてるようにというルールがありますので、それに則り今回条例を改正するものであります。

教育長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、本議第1号議案は条例の一部改正ですので、市議会に提出することにいたします。

教育長

次に、議第2号見附市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について、を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育長部長

議第2号見附市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について説明致します。

最初に、このたびの改正理由であります。本規則第2条第1項で定めてございます見附市の養育医療措置費負担金の額については、順次、国の通知に基づく交付要綱に沿って、これを徴収することと定めてございます。

これにより、これまで負担金を徴収する根拠としておりました国の通知が、平成30年11月8日付にて、新たな文書番号とともに、国庫負担金名称が、「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱」に改められておりますので、これに応じまして所要の改正をさせて頂くものであります。

附則と致しまして、施行期日を公布の日からと定めてございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

教 育 長

次に、議第3号見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育長部長

議第3号見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明致します。

本要綱は、保護者が就労等により昼の間、家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後での遊びや生活の場を提供する学童保育に関して、必要な事項を定めてございます。

要綱第2条に定める別表では、市内放課後児童クラブの名称と実施場所を定めてございますが、このたびの改正は、これまで計9か所の学童クラブに加え、お示ししております「第二あすなろ児童クラブ」が、昨年12月25日から見附小学校内に開設したことに伴い、別表に同クラブを加えるものであります。

なお、同クラブの運営は、これまでの「あすなろ児童クラブ」と同様の社会福祉法人が運営主体となって頂いております。

附則と致しまして、改正後の要綱の施行日を公布の日からとし、適用にあたっては、開設日である平成30年12月25日から遡及適用させて頂くものであります。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

教 育 長

次に、議第4号見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題とします。

教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

議第4号見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明します。

改正の理由ですが、当補助金の交付申請、交付決定通知等に関して、教育長名で行っていましたが、予算執行権限は市長が行う事と定められていることから、適正な事務処理に改めるため、今回改正するものです。条文についてご説明します。

12頁の新旧対照表をお願いします。第2条3項中、「見附市教育委員会教育長(以下、「教育長」という)」を「市長」に改めるものです。以降、13頁および14頁までに記載した第4条から第11条まで、「教育長」を「市長」に改めるものです。また併せて、様式第1号から第8号までの規定中「見附市教育長」を「見附市長」に改めるものでございます。附則におきまして、本要綱は公布の日から施行する旨を定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

教 育 長

次に、議第5号見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について、を議題とします。

教育部長に説明を求めます

教 育 部 長

議第5号見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について説明致します。

最初に、このたびの要領改正の理由であります。これまで所得税や住民税を算定する際の所得控除の一つでありました寡婦（夫）控除が、婚姻歴のあるひとり親に限られ、未婚のひとり親である養育者については、この控除が認められず、その結果、課税対象所得が高くなり、課税額を要件としている事業を利用する場合にあっては、婚姻歴の有無により、不均衡が生ずる場合がございます。

このような状況の中、国では、ひとり親家庭が、婚姻歴の有無にかかわらず、経済的に厳しい状況にあることを踏まえ、児童手当法施行令の改正を行い、給付金などの算定において、婚姻歴のないひとり親に対しては、寡婦控除のみなし適用を行うこととしたため、これに伴い、本市要領に定めております別記第1号

様式を改めるものでございます。

なお、本市におきましては、この改正に伴い、新たなみなし適用を受ける方はいらっしゃらないことを、ここに申し添えさせていただきます。

次に、改正箇所ではありますが、別記第1号様式で定めてございますひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書中の所得控除額の欄に、寡婦・寡夫控除等のみなし適用に係る項目を追加させて頂くものであります。

附則といたしまして、第1項で施行期日を、第2項で経過措置を規定してございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

教 育 長

次に、議第6号平成31年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について、を議題とします。

初めに、教育部長から趣旨説明をしてもらい続いて関係課長に説明を求めます。

教 育 部 長

議第6号平成31年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について説明させていただきます。

それでは、平成31年度当初予算の概要をご覧ください。

見附市の一般会計の当初予算の全体像につきましては、平成31年度当初予算の総括に記載のとおり、178億3千万円となり、昨年度比28億1千万円の減額、率にして13.6%の減となっております。

減額の主たる要因は、平成28年度から取り組んで参りました青木浄水場更新事業への一般会計から水道事業会計への繰り出し金が、前年度に比べて12億6千万円増額となったものの、平成29年度から取り組んできましたごみ焼却施設更新事業が概ね完了することになり、約45億1千万円が減額となったことによるものです。

次に、2頁、各会計別歳入歳出予算総括表では、冒頭で申し上げました、昨年度比で13.6%減少しました一般会計のほか、それぞれ4事業の特別会計及び企業会計の前年度との比較をお示しさせて頂いております。

4頁をご覧ください。

一般会計歳出の事項別明細のうち、教育委員会事務局関連経費としては、こども課関連予算を含む衛生費が32億8千万円程度の減額で、率にして前年比50.8%の縮減を示しておりますが、これは冒頭で説明しましたごみ処理施設整備運営事業への大掛かりな投資が完了したためと思われまます。

教育総務課及び学校教育課関連予算であります教育費は、前年比約33,000千円程度増額、率にして2.9%伸びておりますが、これは、耳取遺跡保存活用事業をはじめ、小中学校通学支援事業など、従来からの教育施策に更なる厚みを持たせていただいたものと理解しております。

6頁では、平成22年度からの、これまでの一般会計予算の推移がグラフとして

表示されており、平成26年度から、これまで5年連続を更新していた予算規模の上昇が、大型事業に対する計画的な投資に目途が付いた事をお示しさせて頂いております。

重点施策の概要については担当課ごとに説明いたします。

まず、こども課から説明いたしますので、22頁をご覧ください。

4. 「人が育ち、人が交流するまちづくり」(1) 「子育て環境の充実に努めます」の①「仕事と子育てが両立できる環境を整備します」であります。

例年に引き続き、公立保育園、私立保育園、幼稚園、認定こども園などの就学前児童の保育・教育に要する経費や病気の回復期にある子どもをお預かりする病後児保育事業、小学校児童の放課後健全育成のため、放課後児童クラブ事業に取り組んでまいります。

私立幼稚園・認定こども園運営事業では、平成31年10月から予定しております幼児教育無償化に伴い、各園への給付の増額を見込んでございます。

また、放課後児童クラブ事業費では、昨年12月25日に新たに開設しました市内10か所目となる児童クラブ運営費を見込み、平成30年度当初予算と比較し、増額編成してございます。

次に②「安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します」では、子育て支援センターなどの子育て支援事業、子どもの医療費助成事業、子どもの感染症予防事業を実施するとともに、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を展開するため、平成28年度に開設しました、見附版ネウボラ事業に取り組むこととしております。

平成31年度は、子育て支援カードの交付対象者を、これまでの18歳未満の子ども2人以上から、妊娠期を含む1人以上の保護者へと裾野を広げ、協賛企業のご支援のもとに、子育て世帯の環境の更なるサービス拡充に努めて参ります。

こども課は以上です。

教育総務課長

平成31年度当初予算の概要の23頁ご覧ください。

学校給食費補助を来年度も継続し、15,560千円を計上します。今年度実績としては、2月現在の申請者数で255人、補助金約14,300千円となっています。

②「伝統文化の継承に努めます」の耳取遺跡保存活用事業12,507千円ですが、昨年度に策定した保存活用計画に基づき、31年度に整備の基本計画に着手します。計画策定には、学識経験者や施設運営、自然体験活動の有識者で構成する委員会を立ち上げ、耳取遺跡の見学だけでなく、市内外から多くの方が来ていただけるような施設整備を目指します。内訳として、計画策定の委託料、用地買収に係る費用等を計上するものです。

(4)「快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」①「多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります」の小中学校通学支援事業5,041千円ですが、これまで実施してきた通学支援に加え、新たな冬期間の通学支援として、遠距離通学している地区の小学1、2年生の1月と2月の登下校に、バスやタクシー等による送迎を実施するための費用を計上するものです。

次に、②「安心安全で快適な教育環境の整備を進めます」の「小中学校空調設置工事」ですが、平成30年度の繰越予算として実施します。夏季の猛暑対策として、小中学校の普通教室と図書室、音楽室の計149教室に冷房設備を設置するものです。現在、設計から入札の手続き中で、3月に工事を発注し、7月末の完成を目指します。

次に、(2)「収入の確保に努めます」の学校給食センター使用料・貸付料収入32,369千円ですが、給食センターが稼働していない時間帯を民間事業者に貸し

出し、料金を徴収することで収入の確保を図るものです。現在、民間活用を行うための文部科学省による承認を待っている状況でございます。

以上でございます。

学校教育課長

P 2 3 下段からの(2)「たくましく生きていく「生きる力」を育成します」以降をご覧ください。

①「確かな学力の向上をはかります」では、現在、外部指導者2名を招聘して実施している教師力向上研修「師がく」で、今年度同様に、小中学校の英語学習の指導を行い、現場の教員の不安の軽減と担当教員の指導力向上を図りたいと考えています。

また、部活動外部顧問派遣事業では、1中学校2種目に外部顧問を派遣することは今年度同様ですが、外部顧問の旅費の増額を図りたいと考えております。

②「豊かな人間性と社会性の育成を図ります」では、市内4中学校から2年生各1名の計4名を派遣し、見附市、新潟県そして日本をリードできる人材を育成することを目的として行う「プラチナ未来人財育成塾派遣」事業の継続を考えております。

(4)「快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」の①「多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります」では、学校補助員・介助員の配置で、31年度3名の増員を図りたいと考えております。管内学校では、特別な支援を要する児童生徒数が増加しており、児童生徒への適切な支援を行うための補助員の増員が不可欠な状況にあり、そのための補助員増員であります。

以上であります。

まちづくり課長

まちづくり課の31年度教育関係の主要事業予算について説明いたします。

25頁をお願いします。

(5)「ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます」ですが、①「生涯学習を支援します」では、公民館自主事業の費用として、講座開催のための謝金など4,214千円を計上しております。

①「芸術・文化の充実に努めます」ですが、みつけ市民ギャラリー管理費33,994千円ですが、市民ギャラリー管理運営委託料などの経費を計上したものであります。

アルカディア音楽祭補助事業の1,500千円ですが、27回目となります音楽祭開催事業への補助金であります。

小中学生音楽鑑賞事業の2,078千円ですが、見附市の音楽プロデューサーをお願いしている船橋先生の企画による小中学生音楽鑑賞事業などの経費であります。

26頁をお願いします。

③「スポーツや健康・体力づくりの活動を推進します」では、ジュニア層の選手の育成強化を図る地域ジュニア競技育成事業に600千円を計上しました。総合型地域スポーツクラブ事業補助の700千円ですが、NPO法人見附市総合型地域スポーツクラブの運営費補助金であります。

以上でございます

教 育 長

只今のこども課の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

教育総務課の説明に対して、ご質疑はありませんか。

小 倉 委 員

小中学校通学支援事業についてですが、冬期間だけ遠距離通学児童の送迎を

行うという事ですが、今年のような雪の少ない場合でも実施するのでしょうか。

教育総務課長

天候がどのように変わるかはわかりませんので、仮に今年のような少雪の冬でも、

1、2月は実施いたします。

教 育 長

学校教育課の説明に対して、ご質疑はありませんか。

齋 藤 委 員

こども課への質問ですが、各学童クラブへの理学療法士の巡回訪問指導はだめだったのでしょうか。

教 育 部 長

この括りの中ではお示しはされておりましたが、予算的には認めて頂いております。ただ金額的には多くないため記載されておませんが、予定通り、学童クラブに理学療法士の巡回指導を行ってもらうことになっております。

齋 藤 委 員

学校教育課の部活動外部顧問については、各校3種目での要望だったと思いますが、2種目しか認められなかったという事でしょうか。

学校教育課長

3種目で要求したのですが、今年度同様2種目となりました。

ただ、今年度の課題としてもありました旅費については、増額となりましたので、その部分では拡充させていただいたと考えております。

齋 藤 委 員

現場では3種目を求めているのであれば、来年度以降も3種目で要望されますか。

学校教育課長

現場ニーズを踏まえ、実績を示しながら要求していきたいと考えております。

教 育 長

まちづくり課の説明に対して、ご質疑はありませんか。

全体をとおして、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第7号平成30年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について、を一括して議題とします。関係課長から順に説明を求めます。

教 育 部 長

議第7号平成30年度一般会計補正予算（見積書）のうち、教育関係予算の原案について、最初にこども課関連予算について説明いたします。

20頁をご覧ください。

第3款1項1目社会福祉総務費のうち、ひとり親家庭等医療給付事業の補正につきましては、当初予算の算定基礎として見込んでおりました医療に要する給付費が、実績見込み額を下回る状況にあるため、1,700千円の減額補正をお願いするものでございます。

同じく、社会福祉総務費のうち、ひとり親家庭自立支援事業の補正は、看護師等の国家資格を取得するための訓練促進給付費を1,820千円減額するもので、当

初見込みよりも、申請者が少なかったことによるものであります。

22頁をお願いします。

同じく、社会福祉総務費のうち、児童入所施設措置事業の扶助費1,300千円の減額は、母子生活支援施設に入所中でありました母子世帯につき、自立に向けての目途が整い、施設退所に至ったため、所要の減額をお願いするものでございます。

24頁をお願いします。

同じく、児童措置費のうち、私立保育所運営事業10,766千円の減額は、平成30年度人事院勧告に準じて行われた公定価格の改定に伴う委託料1,559千円の増額のほか、私立保育園未満児保育事業補助金の3月までの実績額を見込み、12,325千円の減額をお願いするものです。

25頁をお願いします。

同じく、児童措置費のうち、私立幼稚園・認定こども園運営事業7,593千円の増額は、平成30年度人事院勧告に準じて行われた公定価格の改定に伴い、不足額として、施設型給付費負担金の増額をお願いするものです。

26頁をお願いします。

第3款2項3目児童福祉施設費のうち、へき地保育所運営事業3,680千円の増額は、4月から通園する障害をお持ちの幼児への支援策として、臨時保育士の加配のための人件費の増額とともに、へき地保育園に通園する乳幼児数の増加を見込み補正をお願いするものでございます。

27頁をお願いします。

第3款2項4目児童手当費12,990千円の減額は、受給対象児童数の実績を見込み減額するものでございます。

28頁をお願いします。

第3款2項5目児童扶養手当費のうち、児童扶養手当等交付事業7, 200千円の減額は、受給者の所得変動による実績を見込み、減額をお願いするものでございます。

30頁をお願いします。

第4款1項4目母子衛生費のうち、子ども医療費助成事業4, 200千円の増額は、医療機関への受診者が見込み額よりも増加したことによる補正でございます。

こども課補正予算は以上でございます。

教 育 長

教育総務課、説明をお願いします。

教育総務課長

33頁の繰越明許費をお願いします。10款2項1目および10款3項1目の小中学校の冷房設備設置工事ですが、平成31年7月の完成を目指して、工事請負費の全額と設計管理委託料のうち、工事監理委託料に相当する額の計4億6, 748万1, 600円を次年度に繰り越すものでございます。このうち、79, 632千円を国の補助金として見込んでいます。

34頁の繰越明許費をお願いします。10款6項4目、耳取遺跡保存活用事業ですが、今年度に発掘調査報告書の作成を予定していましたが、作成業務の作業量が増加したことに伴い、次年度に作業する部分に関する事業費、計986千円を繰り越すものでございます。このうち、493千円を国の補助金として見込んでいます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第8号教職員(管理職)人事の内申について、を議題とします。

この議案につきましては、年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、議事録の調整につき、対応をお願いします。

なお、これより、お手元に配布します議案書につきましては、審査終了後に回収させていただき、内示後に改めて配布させていただきますので、了承をお願い致します。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

■ここから非公開審議■

教育長より、議第8号「教職員(管理職)人事の内申について」、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

■ここまで非公開審議■

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第8号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

15時27分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司

議事録署名委員

武田 一夫